

魚津市告示第139号

魚津市高齢者等配食サービス事業実施要綱の一部改正について
魚津市高齢者等配食サービス事業実施要綱（平成12年魚津市告示第64号）
の一部を次のように改正する。

令和3年4月21日

魚津市長 村椿 晃

第2条中「という。）は」の次に「、次条に規定する世帯に属し、かつ」
を加える。

第3条中「世帯は」の次に「、住民税非課税世帯であって」を加える。

第4条第3号中「、利用者の負担とする。」を「利用者の負担とし、負担
額は1食につき400円とする。」に改め、同条第2項を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

魚津市高齢者等配食サービス事業申請書

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住 所

氏 名

（続柄 ）

電話番号

次のとおり魚津市高齢者等配食サービスの利用を申請します。

利用者氏名	(生年月日 年 月 日)		住 所	
配食希望	1. 昼食	2. 夕食	3. 昼食と夕食	
本人の状況	1. 要支援・要介護者（介護度 ）		2. 身体障害者（ 種 級）	
	3. その他			
家族の状況	氏 名	生年月日	続 柄	備 考
希望する理由				
付近見取り図				

※ 対象者で要綱第2条第2号に該当する者は、診断書を添付すること。
利用者本人及び利用者の属する世帯の課税状況の調査に同意します。

利用者本人

世帯主

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。